

① E S C (フリーダイヤル) に電話する方法

0120-310-614

営業時間：平日 9時～18時
土曜 10時～18時

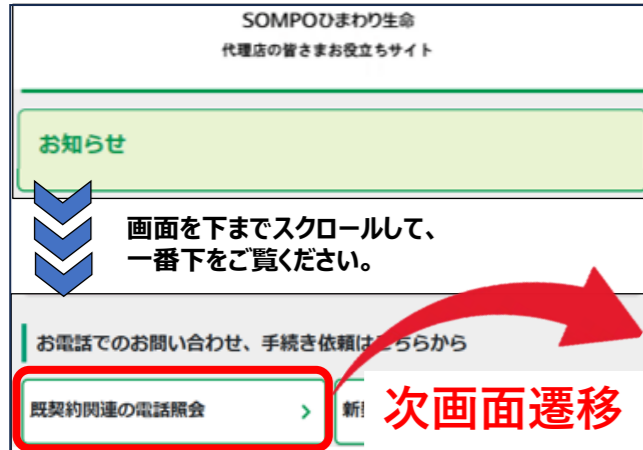
営業時間内

【1】保険金給付金を選択⇒【1】を選択

営業時間外

【6】を選択⇒【1】保険金給付金を選択⇒【1】を選択

②「代理店の皆さまお役立ちサイト」からアクセスする方法



既契約関連の電話照会

A I 自動音声応答・チャットボット受付

下のボタンを押すとA I 自動音声応答に繋がりますので、登録済みのスマートフォンの電話番号を登録ください。登録後その番号宛にショートメッセージが届きますので、そこに記載のURLからチャットボット受付の画面に遷移し、必要事項を入力ください。
※保険証更新発行のチャットボット受付は10月～3月までです

給付金請求書送付依頼 (A I 自動音声応答・チャットボット受付) 法人契約、旧日本興亜生命の商品のほか、睡眠時無呼吸症候群に関わる請求など請求書送付の受付が出来ない場合があります。これらについては下の「保険金/給付金」ボタン(電話)をご利用ください。

A I 自動音声応答



- ✓ 募集人さまご自身の氏名 (吹き込み)
- ✓ SMSを送る募集人さまの携帯電話番号 (プッシュ)

チャットボット



SMSにURLと暗証番号が届くのでURLにアクセスして暗証番号を入力

① 手続き開始

- ✓ 請求対象外のご契約・ご請求の確認
- ✓ 募集人さまの氏名 (カナ) を入力
- ✓ 代理店コード (5桁) を入力 ※不明の場合は、募集人さまの生年月日
- ✓ 募集人コード (4桁) を入力
- ✓ **募集人さま**の日中連絡先の電話番号を入力
- ✓ 事前に被保険者 (請求権者) さまの了承を得ているか回答入力

② 次の請求を含みますか?

- ✓ 特定疾病・がんの保障・特定疾病の保障・その他保障について回答入力

③ 請求内容確認 (手術・入院・通院)

- ✓ 各質問に回答入力

④ 入力内容の確認

- ✓ 証券番号 (代表の証券番号1つ) を入力
- ✓ 被保険者さまの氏名 (カナ) を入力
- ✓ 入力内容の確認



お疲れさまでした!

最後に「入力完了」ボタンを選択して手続き完了です。

A I 自動音声応答・チャットボットなら、いつでも給付金請求書の発送依頼を受付できます!



このシステムは募集人さまにチャット形式で必要項目を入力してもらうことで、給付金請求書類の発送依頼を受付けするものです。※お客さまはご利用いただけませんのでご注意ください。

24時間・365日いつでもご利用いただけます! 手続きの基本的な流れと手順をまとめましたので、ぜひご一読のうえ、忙しい日々の業務にご活用ください。

お手続きに進む前に次の2点を必ずご確認ください

1 ご利用いただけないご契約・ご請求

- 法人契約
- 解約・失効などにより有効でないご契約
- 旧日本興亜生命契約のご請求※
※名寄せした結果、旧日本興亜生命契約については請求対象契約がある場合は内容確認のうえ請求書類をご契約者さまの登録住所に発送いたします。
- 傷病名：睡眠時無呼吸症候群 (疑い含む) のご請求
- 保険料払込免除に関するご請求
- 認知症一時金・軽度認知障害一時金・痴呆介護年金・重度介護年金のご請求
- 介護一時金・介護年金・就労不能に関するご請求
- 特定疾病診断給付金に関するご請求
- 特定疾病保険金・年金に関するご請求
- 総合生活障害保険金・年金に関するご請求
- 生活サポート年金のご請求
- リビングニーズ特約保険金・ターミナルケア保険金に関するご請求
- 死亡保険金・高度障害保険金・年金のご請求
- 医療機関への直接支払希望の先進医療給付金

2 事前に被保険者 (請求権者) さまにご確認・ご了承いただきたいこと

- 他代理店で請求可能な契約があった場合、請求書を発送して問題ないか。
- 以下の契約が混在する場合、「①」のご契約者さま登録住所に発送してよいか。
 - ① ご契約者さま = 被保険者さま
 - ② ご契約者さま ≠ 被保険者さま

請求書類は、原則としてご契約者さまの登録住所へお送りします。
※請求書類の宛名は被保険者 (請求権者) さまとなります。

注意

<1> 死亡請求 (死亡不担保特則含む) には利用できません。

本システムは「入院、手術、通院」の請求のみが対象です。

死亡保険金請求や保険料免除特約も利用できません。

被保険者さまが亡くなった場合は、営業サポートセンター (以下、E S C) への連絡をお願いします。

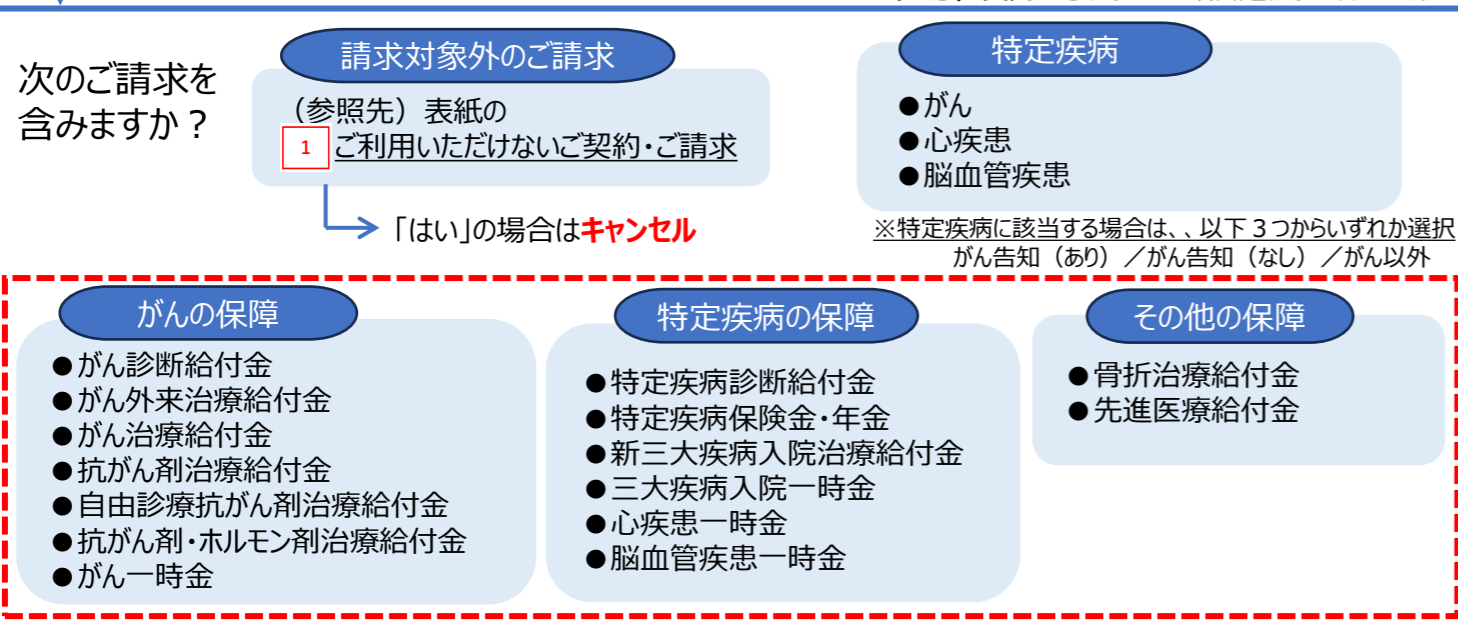
<2> 給付金請求のみの受付です。

住所変更や名義変更といった保全手続きを同時に行う場合は、E S Cへの連絡をお願いします。



給付金チャットボットの質問内容 ～病気やケガで治療を受けたときのご請求～

ここからスタート！



送付書類一覧 (パターン別)

送付書類	パターン A手術 B入院 C通院	パターンD その他 がん・特定疾病等
保険金・給付金等請求書	○	○
同意書	○	○
治療状況報告書	○	×
入院・手術・通院等証明書 (診断書)	×	○

【複数契約該当時の送付書類について】

給付金チャットボットの請求手続きにおいては、原則として「治療状況報告書」と「入院・手術・退院等証明書 (診断書)」の両方を送付することはありません。どちらか一方のみの送付となります。
被保険者の同姓同名照会の結果、請求可能な契約が複数ある場合、回答内容に基づき判定されたパターンの中に「パターンD (診断書扱い)」が含まれていれば、パターンDの書類のみを送付します。※契約ごとに書類を分けず、パターンDの書類 (診断書扱い) に統合して送付します。

はい

パターンD

* 通院給付金または健康回復支援給付金のご請求対象の通院。

いいえ

手術を受けましたか？

はい

NO	質問内容																		
1	「入院していない」もしくは「60日以内の入院で、すでに退院している」																		
2	受けた手術は1種類である ●医療機関の会計窓口で1度に発行された診療明細書に掲載されている手術が1種類のみである必要があります。																		
3	傷病名が「がん・悪性新生物」ではない																		
4	①または②のどちらかに該当																		
①	保険種類が以下のいずれかで、公的医療保険適用 (※) の手術 (放射線治療は除く) を受けた (※) 公的医療保険制度によって保険給付の対象となる医科診療報酬点数表に手術料が算定されるもの (放射線治療は対象外となります) をいいます。 保険種類 ●医療保険(MI-01) ●医療保険(2014) ●限定告知型医療保険(M2)(入院治療給付型) 告知医療保険 ●払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険																		
②	公的医療保険適用で受けた以下いずれかの手術である 手術名 <table border="1"> <thead> <tr> <th>目の手術</th> <th>腹部の手術</th> <th>女性の手術</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●水晶体再建術</td> <td>●内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術</td> <td>●帝王切開</td> </tr> <tr> <td>●眼瞼下垂症手術</td> <td>●ヘルニア手術 (鼠径ヘルニア)</td> <td>●流産手術</td> </tr> <tr> <td>●網膜光凝固術</td> <td>●腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側)</td> <td>●子宮筋腫摘出 (核出) 術</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術</td> <td>●腹腔鏡下子宮筋腫摘出 (核出) 術</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>●子宮鏡下子宮筋腫摘出術</td> </tr> </tbody> </table>	目の手術	腹部の手術	女性の手術	●水晶体再建術	●内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術	●帝王切開	●眼瞼下垂症手術	●ヘルニア手術 (鼠径ヘルニア)	●流産手術	●網膜光凝固術	●腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側)	●子宮筋腫摘出 (核出) 術		●内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術	●腹腔鏡下子宮筋腫摘出 (核出) 術			●子宮鏡下子宮筋腫摘出術
目の手術	腹部の手術	女性の手術																	
●水晶体再建術	●内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術	●帝王切開																	
●眼瞼下垂症手術	●ヘルニア手術 (鼠径ヘルニア)	●流産手術																	
●網膜光凝固術	●腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側)	●子宮筋腫摘出 (核出) 術																	
	●内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術	●腹腔鏡下子宮筋腫摘出 (核出) 術																	
		●子宮鏡下子宮筋腫摘出術																	

すべてにあてはまる

パターンA

ひとつでもあてはまらないものがある

パターンD

いいえ

入院をしましたか？

はい

No	質問内容
1	60日以内の入院で、すでに退院している
2	傷病名が「がん・悪性新生物」であるが、次の (1) (2) の条件をいずれも満たしている (1) がん保険または女性疾病保険のご請求ではない (2) がんによりお支払い金額が上乗せになる特約・特則 (※) ではない (※) がん入院特約、七大生活習慣病追加給付特則、三大疾病支払日数無制限特則、女性疾病入院特約、成人病入院特約、生活習慣病入院特約など

すべてにあてはまる

パターンB

ひとつでもあてはまらないものがある

パターンD

はい

通院*のみですか？

パターンC



書類発送日	16:00までの受付 : 受付日翌営業日 16:01以降の受付 : 受付日翌々営業日
郵便の種類	普通郵便のみ

(※) 受付日とは当社のシステムで書類発送の依頼を受付けた日です。書類発送の依頼を行った日 (依頼日) ではありません。また、受付内容に確認事項がある場合は、発送が遅れる可能性があります。